

(1) 日本国魯西亜国通好条約

〔 1855年2月7日下田において調印
1856年12月7日同所において
本 書 交 換 〕

日本国と魯西亜国と今より後懇切にして無事ならん事を欲して条約を定めんか為め、魯西亜ケイツルは全権アヂュダンド、ゼネラル・フィース、アドミラル、エフィミュス・プチャーチンを差越し日本大君は重臣筒井肥前守、川路左衛門尉に任して左の条々を定む

第1条 今より後両国末永く真実懇にして各其所領に於て互に保護し人命は勿論什物に於ても損害なかるへし

第2条 今より後日本国と魯西亜国との境「エトロプ」島と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロプ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於て界を分たす是迄仕来の通たるへし

(以下略)

安政元年12月21日 (魯曆1855年第1月26日)

筒井肥前守	花押
川路左衛門尉	花押
エフィミュス・プチャーチン	手記